

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 9 月 29 日

金 曜 日

号 外(2)

目 次

規 則

○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

1

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 9 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第41号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の21の項を次のように改める。

21 条例別表第 1 の 235の項に規定する技能検定試験手数料	実技試験	(1) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の4の上欄に掲げる検定職種のうち特級に係るもの	17,900円	
		(2) 職業能力開発促進法施行規則別表第11の4の上欄に	ア 機械検査	14,900円
			イ 婦人子供服製造	14,900円
		ウ 和裁	エ テクニカルイラストレーション	13,100円
			オ 機械・プラント製図	13,100円

	掲げる検 定職種の うち1級、 2級、3 級（在校 生を除 く。）、 基礎1級 又は基礎 2級に係 るもの	カ 電気製図	13,100円
		キ 職業能力開発促進法施行 規則別表第11の4の上欄に 掲げる検定職種であって、 アからカまでに掲げるもの 以外のもの	17,900円
	(3) 職業能 力開発促 進法施行 規則別表 第11の4 の上欄に 掲げる検 定職種の うち3級 （在校生 に限る。） に係るも の	ア 機械検査	9,900円
		イ 婦人子供服製造	9,900円
		ウ 和裁	8,700円
		エ テクニカルイラストレー ション	8,700円
		オ 機械・プラント製図	8,700円
		カ 電気製図	8,700円
	の	キ 職業能力開発促進法施行 規則別表第11の4の上欄に 掲げる検定職種であって、 アからカまでに掲げるもの 以外のもの	11,900円
		(4) 職業能力開発促進法施行規則別表第 13の5の上欄に掲げる検定職種に係る もの	17,900円

別表第 1 の 22 の 項 の (1) の ウ 中 「おもり」を「定量おもり又は定量増おもり」に改め、同表の備考の 4 の (2) 中 「（昭和 23 年法律第 125 号）」を削る。

第 2 条 富山県手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 21 の 項 の (2) 中 「、基礎 1 級又は基礎 2 級」を「又は基礎級」に改め、同項の (4) 中 「別表第 13 の 5」を「別表第 13 の 4」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

(財 政 課)

